



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)  
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例 (14) (業務効率推進課) . . . . . 6
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (15) (〃) . . . . . 10
	鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例 (16) (〃) . . . . . 11
	鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (17) (財源確保推進課) . . . . . 20
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (18) (自治振興課) . . . . . 23
	鳥取県統計調査条例の一部を改正する条例 (19) (統計課) . . . . . 24
	鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (20) (環境立県推進課) . . . . . 25
	鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例 (21) (住宅政策課) . . . . . 32

==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県行政組織条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 県政推進上の重要施策の総合調整機能の強化等のため、企画部から未来づくり推進局に主要施策の調査研究に係る事務を移管し、企画部を地域振興部に改組する。
- (2) 業務の実情等に対応してより機能的な組織となるよう、行政監察監を廃止し、総務部と統合する。
- (3) その他所要の見直しを行う。

## 2 条例の概要

- (1) 主要施策の調査研究に関する事項を、未来づくり推進局（現行 企画部）の所掌事務とする。
- (2) 企画部を地域振興部に改める。
- (3) 行政監察監を廃止し、行政監察監が所掌していた事務を総務部に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
- イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。
- (ア) 鳥取県個人情報保護条例
- (イ) 鳥取県情報公開条例
- (ウ) 鳥取県男女共同参画推進条例
- (エ) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例

## ◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

## 2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,910人	2,938人
一般会計支弁に係る職員	2,900人	2,928人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,312人	2,326人
県立学校の職員	2,053人	2,065人
県立学校の職員以外の職員	259人	261人
人事委員会の事務局の職員	11人	12人
企業局の職員	59人	60人
県費負担教職員	4,202人	4,211人

- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

総合事務所の体制の見直しに伴い、その所管区域等を改めるとともに、新たに設置する県税事務所等の名称、位置及び所管区域を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 総合事務所

- ア 東部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所を廃止する。
  - イ 西部総合事務所の所管区域に日野郡を加える。
  - ウ 県税の賦課及び徴収に関する事務を、所掌事務から削除する。
- (2) 行政機関
- 県税事務所、福祉保健事務所、生活環境事務所、農林事務所、鳥獣対策センター及び県土整備事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。
    - (ア) 職員の給与に関する条例
    - (イ) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
    - (ウ) 鳥取県屋外広告物条例
    - (エ) 鳥取県建築基準法施行条例
    - (オ) 鳥取県感染症診査協議会条例
    - (カ) 鳥取県保健所条例
    - (キ) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例
    - (ク) 鳥取県採石条例
    - (ケ) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例
    - (コ) 鳥取県景観形成条例

◇鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

再生可能エネルギーの導入の促進を図るため、行政財産である建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額を引き下げる。

2 条例の概要

- (1) 建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額は、使用許可を受ける者と知事が協議して定める額（現行 1平方メートルにつき1月1,330円）とする。
- (2) 次の場合の使用料の額は、年額1,500円であることを明記する。
  - ア 電気事業又は電気通信事業用の共架設備を設置するために土地を使用させる場合
  - イ 電気事業又は電気通信事業用の知事が定める設備を設置するために建物等を使用させる場合
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、指定居宅サービス事業者の基準等を条例で定めることとされたことから、当該条例を定める事務は移譲対象から除くよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の基準等を定める事務については、当該事業者の指定等の権限を移譲している南部箕蚊屋広域連合には移行しない（県の条例で定める基準等が適用される）ことを明記する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県統計調査条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、統計の作成等を知事等に委託する者が納める手数料の額を改める。

2 条例の概要

(1) 委託により作成した統計表の提供に係る手数料の額を次のとおり引き下げる。

区分	金額	
	改正前	改正後
光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき50円	1枚につき30円
光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	1枚につき90円	1枚につき50円

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部改正により、計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置の実施状況の公表の義務付け及び風力発電事業の対象事業への追加が行われたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 事業者は、事業の位置、規模等を選定する計画立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成し、及び公表しなければならないものとする。

(2) 事業者は、事後調査を行ったときは、事後調査報告書を作成した旨を公告し、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

(3) 環境影響評価の対象事業として、風力発電所の設置及び変更の事業を追加する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境配慮住宅の建設促進、県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、助成要件及び助成額を見直すとともに、条例の失効期限を3年間延長する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 助成額が加算される環境配慮住宅の要件及び加算額を次のように改める。

要件	加算額	
	現行	改正後
環境への配慮に係る性能に関する評価が高いこと。	17万円	5万円
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていること。		10万円
建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されること。		2万円

(2) 改修に対する助成の要件を県産材の使用量が0.3立方メートル以上（現行 1立方メートル以上）に改める。

(3) 条例の失効期限を平成28年3月31日（現行 平成25年3月31日）まで延長する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成25年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第14号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>地域振興部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄、<u>総合調整及び調査研究</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(10) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(11) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局等</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>企画部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 <u>行政監察監</u></p> <p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄<u>及び総合調整</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

<p>(12) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他の部局の所掌に属しない事項</u></p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 <u>地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p>	<p>(9) <u>その他の部局等の所掌に属しない事項</u></p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第6条 <u>企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>主要施策に係る課題の調査検討に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第13条 <u>行政監察監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p>
<p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長の長(以下「部局長」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3 <u>部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>	<p>(統轄監及び部局等の長)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局等の長を置く。</u></p> <p>2 <u>部局等の長(以下「部局長等」という。)</u>は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。</p> <p>3 <u>統轄監は、第1項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行う。</u></p> <p>4 <u>部局長等は、第1項の事務を処理するとともに、部局等の所掌事務をつかさどる。</u></p> <p>5 <u>部局長等は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p>
<p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理者を部局の外に置く。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理者を部局等の外に置く。</u></p> <p>2・3 略</p>

<p>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>部局長</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>部局長等</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

2 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指針の作成等) 第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(指針の作成等) 第32条 知事<u>（地方自治法第153条第 1 項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第14条第 2 項に規定する部局長等又は同条例第 2 条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）</u>は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会議の公開) 第37条 略 2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>	<p>(会議の公開) 第37条 略 2 知事<u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 1 項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 14条第 2 項に規定する部局長等又は同条例第 2 条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）</u>は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

4 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第37条中「企画部」を「地域振興部」に改める。

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正)

5 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次



のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書を<u>貼り付ける</u>ことができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書を<u>はり付ける</u>ことができる。</p> <p>2～5 略</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第15号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,910人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,900人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,312人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,053人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>259人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 人事委員会の事務局の職員 <u>11人</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,202人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,938人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,928人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,326人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,065人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>261人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 人事委員会の事務局の職員 <u>12人</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,211人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>鳥取県総合事務所等設置条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する地方事務所及び同法第156条第1項に規定する行政機関の設置並びに位置、名称及び所管区域について定めるものとする。</u></p> <p>(総合事務所)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を総合的に所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>危機管理</u>に関する事務</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 農業、林業及び<u>内水面漁業</u>に関する事務</p> <p>(11) 略</p> <p>2 <u>総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、境港市、西伯郡及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>鳥取県西部総合事務所の所掌事務のうち主として日野郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、日野郡日野町に鳥取県西部総合事務所日野振興センターを設置する。</u></p>	名称	位置	所管区域	鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	<p>鳥取県総合事務所設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の賦課及び徴収</u>に関する事務</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 農業、林業及び<u>水産業</u>に関する事務</p> <p>(11) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所は同項第9号に掲げる事務を所掌せず、鳥取県八頭総合事務所が所掌する同号に掲げる事務は、雇用対策に関する事務に限るものとする。</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p>
名称	位置	所管区域								
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡								
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡								

第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部 総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭 総合事務所	八頭郡八頭町	八頭郡
鳥取県中部 総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部 総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野 総合事務所	日野郡日野町	日野郡

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域に係る同表の中欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる総合事務所が所掌する。

区域	事務	総合事務所
鳥取市及び岩美郡	前条第1項第10号に掲げる事務（林道に関する事務に限る。）	鳥取県八頭総合事務所
八頭郡	前条第1項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務	鳥取県東部総合事務所
米子市、境港市及び西伯郡	前条第1項第10号に掲げる事務（林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。）	鳥取県日野総合事務所
日野郡	前条第1項第2号に掲げる事務、同項第7号に掲げる事務（生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）及び同項第8号に掲げる事務（自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）	鳥取県西部総合事務所

（県税事務所）

第3条 県税の賦課徴収に関する事務を所掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域

鳥取県東部 県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部 県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部 県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及 び日野郡

3 鳥取県西部県税事務所の所掌事務のうち日野郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、日野郡日野町に鳥取県西部県税事務所日野支所を設置する。

(福祉保健事務所)

第4条 第2条第1項第7号に掲げる事務を所掌させるため、福祉保健事務所を設置する。

2 福祉保健事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部 福祉保健事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(生活環境事務所)

第5条 第2条第1項第8号に掲げる事務を所掌させるため、生活環境事務所を設置する。

2 生活環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部 生活環境事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(農林事務所)

第6条 第2条第1項第10号に掲げる事務を所掌させるため、農林事務所を設置する。

2 農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部 農林事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

3 鳥取県東部農林事務所の所掌事務のうち主として八頭郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、八頭郡八頭町に鳥取県東部農林事務所八頭事務所を設置する。

(鳥獣対策センター)

第7条 野生鳥獣による農作物等に対する被害の防止

に関する事務を所掌させるため、鳥獣対策センターを設置する。

2 鳥獣対策センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥獣対策センター	八頭郡八頭町	鳥取県

(県土整備事務所)

第8条 第2条第1項第11号に掲げる事務を所掌させるため、県土整備事務所を設置する。

2 県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取県土整備事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭県土整備事務所	八頭郡八頭町	八頭郡

(総合事務所等の長)

第9条 総合事務所及び第3条から前条までに規定する行政機関にそれぞれその長（以下「所長」という。）を置く。

- 2 所長は、それぞれの機関の所掌事務をつかさどる。
- 3 総合事務所の所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。

(総合事務所の長)

第3条 各総合事務所にそれぞれその長（以下「総合事務所長」という。）を置く。

- 2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさどる。
- 3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）		別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）	
ア 略		ア 略	
イ 医療職給料表(2)級別標準職務表		イ 医療職給料表(2)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務

略		略	
3級	係長の職務	3級	総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の係長の職務
4級	困難な業務を行う係長の職務	4級	困難な業務を行う総合事務所の係長の職務
5級	課長補佐の職務	5級	総合事務所の課長補佐の職務
6級	課長の職務	6級	総合事務所の課長の職務
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	7級	困難な業務を所掌する総合事務所の課長の職務
ウ 略		ウ 略	

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>	<p>（入居者の公募）</p> <p>第3条 知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する生活環境部長若しくは同条例第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>

（鳥取県屋外広告物条例の一部改正）

- 4 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（禁止）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範</p>	<p>（禁止）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事（<u>地方自治法</u></p>

<p>圏内にある地域</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(業務主任者の選任等)</p> <p>第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長又は鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長。以下同じ。)が指定する範囲内にある地域</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(業務主任者の選任等)</p> <p>第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

5 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>(災害危険区域内における建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

(鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正)

6 鳥取県感染症診査協議会条例(平成11年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------



<p>(名称) 第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">関係保健所</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部感染症診査協議会</td> <td>鳥取県米子保健所</td> </tr> </table>	名称	関係保健所	略		鳥取県西部感染症診査協議会	鳥取県米子保健所	<p>(名称) 第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">関係保健所</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部感染症診査協議会</td> <td>鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所</td> </tr> </table>	名称	関係保健所	略		鳥取県西部感染症診査協議会	鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所
名称	関係保健所												
略													
鳥取県西部感染症診査協議会	鳥取県米子保健所												
名称	関係保健所												
略													
鳥取県西部感染症診査協議会	鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所												

(鳥取県保健所条例の一部改正)

7 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子保健所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市、<u>西伯郡及び日野郡</u></td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	略			鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、 <u>西伯郡及び日野郡</u>	<p>(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子保健所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び<u>西伯郡</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取県日野保健所</td> <td>日野町</td> <td>日野郡</td> </tr> </table> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県米子保健所が所掌する。</u></p>	名称	位置	所管区域	略			鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び <u>西伯郡</u>	鳥取県日野保健所	日野町	日野郡
名称	位置	所管区域																				
略																						
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、 <u>西伯郡及び日野郡</u>																				
名称	位置	所管区域																				
略																						
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び <u>西伯郡</u>																				
鳥取県日野保健所	日野町	日野郡																				

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

8 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(緊急時の措置) 第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の<u>鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所、同条例第5条の規定により設置された生活環境事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</u> 2・3 略</p>	<p>(緊急時の措置) 第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の<u>鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</u> 2・3 略</p>

(鳥取県採石条例の一部改正)

9 鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する県土整備部長若しくは同条例第2条の規定により設置される県土整備部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）に報告しなければならない。</p>

(国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正)

10 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(特別徴収金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）が定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

11 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(景観計画の策定)</p> <p>第8条 知事は、対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるもの</p>	<p>(景観計画の策定)</p> <p>第8条 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務</u>）</p>

<p>とする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）は、対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>
------------------------	---

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 土地				1 土地			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合	共架設備	使用する電柱又は電話柱1本につき1年	1,500円	電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合			電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
	その他のもの（知事が別に定めるものを除く。）		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額				
略				略			
2 建物その他の工作物				2 建物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合（知事が別に定める設備を設置する場合に限る。）		使用場所1箇所につき1年	1,500円				
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額				
会議室として使用させる場合	県庁舎講堂	1時間	6,610円	会議室として使用させる場合	県庁舎講堂	1時間	6,610円
	県庁舎講堂以外の会	使用面積1平方メートルにつき1	10円		県庁舎講堂以外の会	使用面積1平方メートルにつき1	10円
	木造		5円		木造		5円

合	議室	時間	
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合		当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円
その他の場合	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物		1,330円
	木造		430円

備考

合	議室	時間	
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
その他の場合	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎以外の建物		1,330円
	木造		430円

3. 工作物

区分	使用料	
	単位	金額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）	当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円

備考

<p>1～3 略</p> <p><u>4 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。</u></p> <p><u>(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</u></p> <p><u>(2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p>1～3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 建物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	略	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1)～(48) 略		(1)～(48) 略	
略		略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。</u> ）	略	19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1)～(7) 略		(1)～(7) 略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第19号**

鳥取県統計調査条例の一部を改正する条例

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき <u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク（日本工業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>30円</u></p> <p>(イ) 光ディスク（日本工業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>50円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が委託に係る業務に要する費用として<u>同号に定める額を参酌して定める額</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき <u>次に掲げる額の合計額</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク（日本工業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>50円</u></p> <p>(イ) 光ディスク（日本工業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>90円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が<u>統計の作成等その他</u>委託に係る業務に要する費用として定める額</p>

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。



鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第20号**

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>配慮書（第4条の2—第4条の8）</u></p> <p><u>第4章 方法書（第5条—第10条）</u></p> <p><u>第5章 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第6章 略</u></p> <p><u>第7章 略</u></p> <p><u>第8章 略</u></p> <p><u>第9章 略</u></p> <p><u>第10章 略</u></p> <p><u>第11章 略</u></p> <p><u>第12章 略</u></p> <p><u>第13章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして事業の種類ごとに規則で定める地域</p> <p>4・5 略</p> <p>第3章 <u>配慮書</u></p> <p><u>（計画段階配慮事項についての検討）</u></p> <p><u>第4条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>準備書の作成前の手続</u></p> <p>    <u>第1節 方法書の作成等（第5条—第10条）</u></p> <p>    <u>第2節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第4章 略</u></p> <p><u>第5章 略</u></p> <p><u>第6章 略</u></p> <p><u>第7章 略</u></p> <p><u>第8章 略</u></p> <p><u>第9章 略</u></p> <p><u>第10章 略</u></p> <p><u>第11章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして<u>別表に掲げる</u>事業の種類ごとに規則で定める地域</p> <p>4・5 略</p> <p>第3章 <u>準備書の作成前の手続</u></p>

段階において、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の目的及び内容
- （3） 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- （4） 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- （5） その他規則で定める事項

（配慮書の送付）

第4条の4 事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第4条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、事業実施想定区域における計画段階配慮事項について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出）

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦

覧期間満了の日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第4条の7 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の8 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 方法書

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、前条第1項の意見を勘案して、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第4条の3第4号に掲げる事項

(5) 前条第1項の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

(7) 略

(8) その他規則で定める事項

#### 第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 略

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容 (事後調査を実施しない場合は、その理由)
- (8) 略
- (9) その他規則で定める事項

第7章 評価書第8章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第4条の4の規定による配慮書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第4条の4又は第6条に規定する地域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第4条の3第2号又は第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第4章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容
- (8) 略

第5章 評価書第6章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第6条の規定による方法書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第6条に規定する区域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 略

2 略

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

(事後調査報告書についての公告及び縦覧)

第33条の2 事業者は、事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第10章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第11章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき、又は法第10条第1項若しくは第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正等の場合の手続)

第39条 法第3条の9第1項第2号又は第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

2 法第2条第3項に規定する第2種事業について法第4条第3項第2号の措置がとられた場合においてその事業が対象事業に該当するときは、法第3条の10第2項の規定により適用する法第3条の2から第3条の9までの規定により行われた配慮書の作成そ

2 略

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

第8章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第9章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正の場合の手続)

第39条 法第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

第13章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 略
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第4条の8第2項、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

2 第3章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

第11章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 略
- (2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年12月鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

2 第3章から第8章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）及び風力発電所の設置及び変更の事業</u>	(5) <u>発電所の設置及び変更の事業</u>
(6)～(16) 略	(6)～(16) 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第3章の規定は、この条例の施行の日前に鳥取県環境影響評価条例第7条又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条の規定による公告を行った事業については、適用しない。

3 改正後の鳥取県環境影響評価条例第33条の2の規定は、この条例の施行の日以後に鳥取県環境影響評価条例第25条の規定による公告を行った事業について適用する。

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</p> <p><u>(5) 長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられたものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p><u>(6) 履歴情報保管住宅 建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されるものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p><u>(7) 県産材活用改修等 県産材を0.3立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、当該各号に定める額（当該各号のうち2以上の号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅にあっては、その合計額）を加算した額以下とする。</p> <p>(1) 伝統技術活用住宅 15万円</p> <p>(2) 環境配慮住宅 5万円</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 <u>長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、<u>それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。</u></p> <p><u>(1) 伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅 32万円</u></p> <p><u>(2) 伝統技術活用住宅（前号に掲げる住宅を除く。） 15万円</u></p> <p><u>(3) 環境配慮住宅（第1号に掲げる住宅を除く。）</u></p>



<p>(3) <u>長期優良住宅 10万円</u>  (4) <u>履歴情報保管住宅 2万円</u></p> <p>附 則  (施行期日)  1 略  (平成22年度における補助金の額の特例)  2 略  (この条例の失効)  3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。  4 略</p>	<p>く。) <u>17万円</u></p> <p>附 則  (施行期日)  1 略  (平成22年度における補助金の額の特例)  2 略  (この条例の失効)  3 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。  4 略</p>
---	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。